

高浜公園ソラノワの設置及び管理に関する条例施行規則（案）

※令和8年9月施行予定

（趣旨）

第1条 この規則は、高浜公園ソラノワ（以下「公園」という。）の設置及び管理に関する条例（令和8年高浜町条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施行期日）

第2条 条例は令和8年9月 日から施行する。

（利用許可等の申請）

第3条 条例第10条第1項の規定により、公園の施設の利用（変更又は取消しを含む。以下同じ。）の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める方法により申請をしなければならない。

2 前項の規定による申請は、利用期日の属する月の3箇月前の初日から利用期日当日までの間に行わなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用の許可等）

第4条 町長は、前条の申請に基づき、利用を許可したときは、当該申請者に町長が別に定める許可書を交付するものとする。

（利用料金の免除の申請）

第5条 条例第14条の規定により、利用料金の免除を希望する者がいる場合は、次に掲げるとおりその免除をする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、町長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、町長が別に定める方法により、その承認を受けなければならない。

（利用者の遵守事項）

第6条 利用者は、利用に当たっては次の事項を守らなければならない。

- (1) 常に整理整頓し、安全及び秩序の保全に努めること。
- (2) 承認を受けないで火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- (3) みだりに指定された場所以外に立ち入り、又は施設を利用しないこと。
- (4) 秩序を保持し、他の迷惑とならないようにすること。
- (5) その他町長及び関係者から指示された事項を守ること。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年9月 日から施行する。